

【参考資料】

放送受信規約・放送受信料免除基準の 変更について

平成23年5月24日

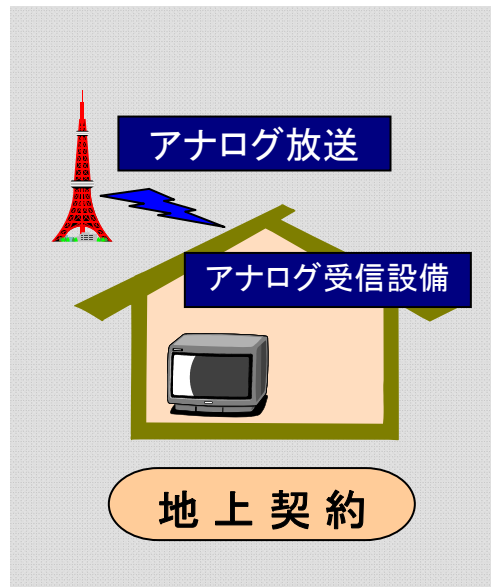
営業局

アナログ放送の終了に伴う受信契約の終了について、手続きを確実かつ円滑に実施するため、手続き内容を新たに規定

- 完全デジタル化に向け、NHKは諸準備を進めており、地上デジタル中継局の整備等により、アナログ放送終了時までデジタル放送の世帯カバー率を100%にしていく予定。
- しかしながら、デジタル放送が視聴可能な地域にお住まいであっても、アナログ放送の終了時に、デジタル放送を受信できる受信設備を設置されないケースも一部に想定される。
- NHKの受信契約については、放送法第32条第1項に「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。（後略）」と定められおり、アナログ放送が終了する時点で、デジタル放送を受信できる受信設備を設置されていない場合、受信契約の対象とはならない。
- このため、現在はアナログ放送の受信設備を設置し受信契約を締結しているものの、アナログ放送が終了する時点でデジタル放送を受信できる受信設備を設置されていない場合、その受信契約を終了させることが必要となる。
- こうしたアナログ放送の終了に伴う受信契約の終了については、従来の解約とは異なる手続きが必要となるため、具体的な手続き内容をあらたに規定。
- あわせて、アナログ放送の終了に伴わない、受信機の廃止等に伴う通常の解約についても、アナログ放送の終了に伴う手続きと同様の手続きを整備する。

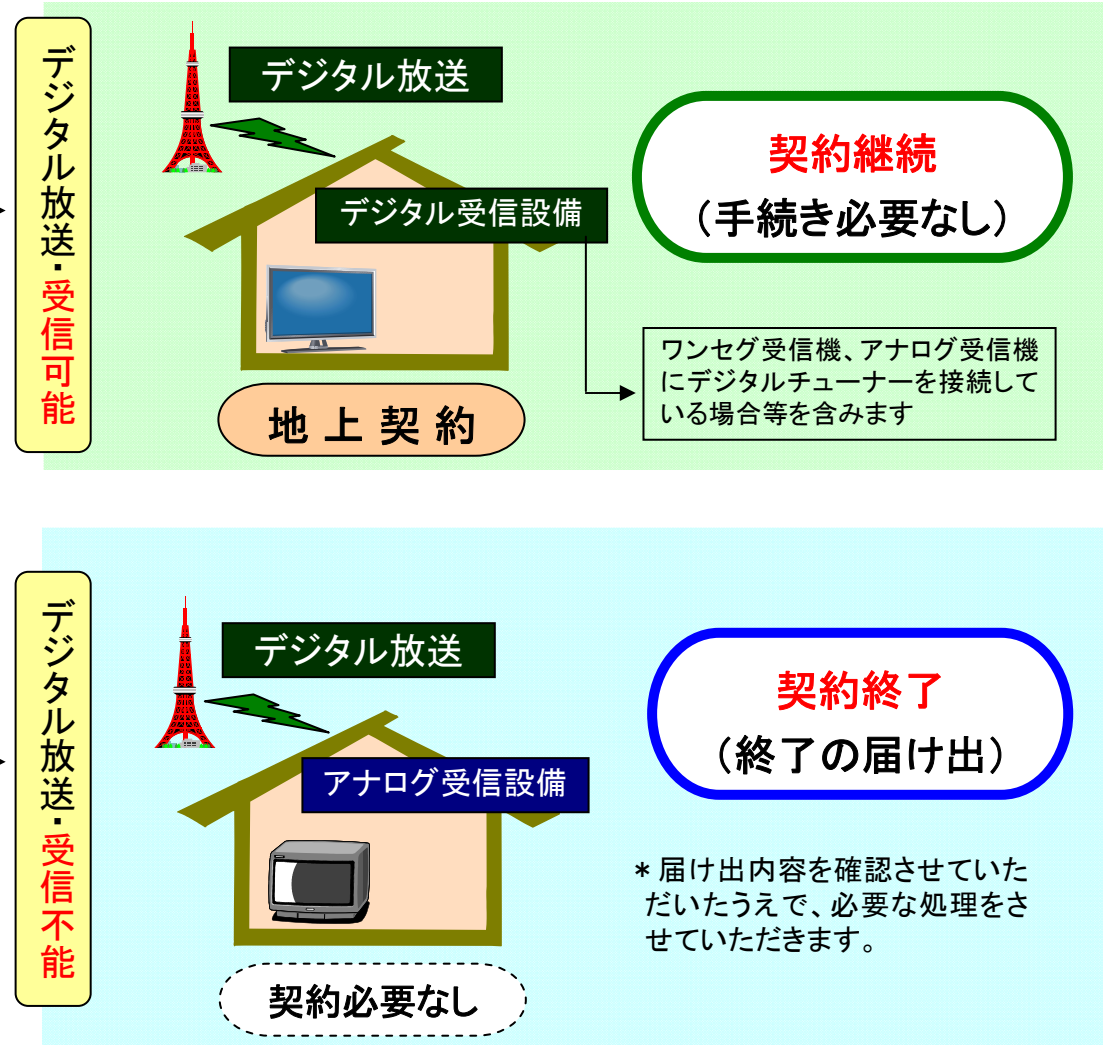
<地上契約のみのケース>

【現在】



アナログ放送終了

【アナログ放送終了後】

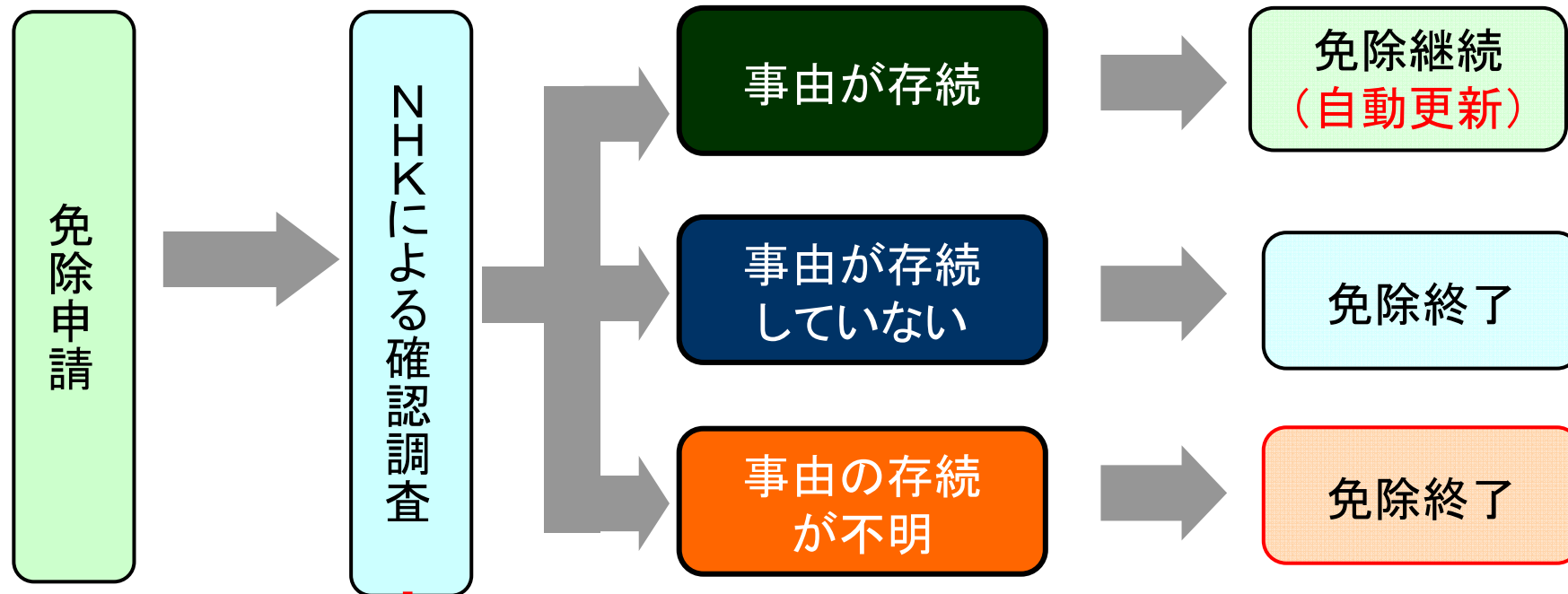


受信機の廃止等に伴う通常の解約については、内容確認等の手続きをあらかじめ規定に整備します。

* 届け出内容を確認させていただいたうえで、必要な処理をさせていただきます。

より一層適正に免除制度を運用するため、NHKによる確認調査により、免除の事由の存続が確認できない場合、届け出がなくとも免除を終了することを規定

- 放送受信料放送受信料の免除については、「日本放送協会放送受信料免除基準」に基づき公的扶助受給者や市町村民税非課税の障害者等を対象に実施。(平成22年度末293万件)
- 免除の適用を希望する場合、免除を受けようとする理由等を記載した申請書と理由の証明書等をNHKに提出。免除の事由が消滅したときは、遅滞なく、その旨をNHKに届け出ていただくことが「日本放送協会放送受信規約」において規定。
- しかしながら、公的扶助の受給状況や市町村民税の課税状況の変更等で免除事由が消滅した場合でも、NHKへの届け出を失念される方等があり、全ての方から遅滞なく届け出をいただくことが困難な状況にある。
- こうした状況のもと、NHKでは免除を適用されている方の免除事由の継続について、免除事由の証明先に定期的に確認調査を実施しているが、本人が調査に同意されない場合や証明先の事情等により、この確認調査を実施できない場合が一部にある。
- このため、確認調査の実施について受信規約に規定するとともに、より一層適正に免除制度を運用するため、確認調査等によりNHKが免除事由の存続を確認できない場合、免除を終了することを規定。
- なお、東日本大震災の被災地については、確認調査の実施が困難であることが想定されるため、適用を1年間延伸することを規定。



<p>確認方法</p>	<p>免除事由の証明先(地方公共団体等)に事由の存続を照会すること等により調査 (調査ができない場合は、本人に事由の証明書を提出していただくことで確認)</p>
<p>確認頻度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・収入要件が免除事由の場合(公的扶助受給者等): 1年 ・それ以外の場合(視覚・聴覚障害者等): 2年

※災害被災が免除の適用要件となっている場合は、確認調査は実施しない。